

令和4年第7回（2022年第7回）
八街市農業委員会総会

令和4年7月6日
八街市農業委員会

令和4年第7回（2022年第7回）農業委員会総会

令和4年7月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 15. 高橋 猛 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 16. 中村宏之 |
| 4. 保谷研一 | 12. 實川彰一 | 18. 石井一男 |
| 6. 師岡重良 | 13. 板倉 功 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

- | | |
|----------|----------|
| 5. 浅羽宏明 | 11. 小川正夫 |
| 10. 京増恒雄 | 17. 寺嶋邦夫 |

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	齋藤康博
副主幹	及川 透	主 査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて

5. その他

報告第 1 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第 2 号 農用地利用配分計画の中途解約に係る通知について

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時05分)

○岩品会長

令和4年第7回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、定例総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年6月、飲酒運転の大型トラックが下校途中の児童の列に突っ込み、5人が死傷した事故から1年が経過しました。道路には交通安全対策としていろいろな整備がされましたが、児童をはじめ、被害者家族の心と体の傷は、いまだに癒えることがないと思います。このような悲惨な事故を二度と繰り返さないためには、私たち一人ひとりが引き続き、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという、強い意志を示していきたいと思っています。

話は変わりますが、今月の7月10日は参議院選挙の投票日です。大切な一票ですので、皆さん、棄権しないで投票をお願いいたします。

観測史上、最速の梅雨明けだったということですが、梅雨明けしてから連日の猛暑で、体も作物も水が欲しいというような状態で来ました。そんなところ、台風崩れの温帯低気圧が接近し、雨雲を運んでくれるという思惑でいましたけれども、その思惑は見事に破られ、ほんの気持ち、ちびちびと雨が降ったような状況です。今後また天候が回復してくるようでございます。作物に水を与えるのも、人間に水を与えるのも大変な状況がまた来るように思います。そんなことを考えると、ちょっと気が重くなるところでございます。

また、今月7月は今期24期の農業委員の皆様は丸2年が過ぎました。今期24期はコロナウイルスにどっぷりつかり、BA5ですか、何か東京ではもう5千人を超えるというような話でございます。八街も20人とか、そのぐらい、いるようでございます。

残すところ、あと1年ですけれども、農業委員会を私はもう十数年やっているんですけども、業務は別として、いろんな楽しい思い出が多くあります。今期の皆さんにもそういう時間を提供できたらといつも思っているところですが、なかなかそうはいかないので残念なところなんですけれども、あと1年、残すところ、状況を見ながら、楽しい時間も提供していきたいと思います。その機会があったら、皆さん、ふるってご参加いただければと思います。

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条、本体で21件、その他議案2件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は14名です。

なお、推進委員の浅羽委員、京増委員、小川委員及び寺嶋委員より欠席の届出がありましたので、ご報告します。

それでは日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

それでは、会務報告をさせていただきます。

6月9日木曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、

山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

6月20日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員で実施いたしました。

6月27日月曜日、午後1時30分から、産業まつり実行委員会が市役所3階第1会議室で開催されまして、岩品会長、貫井副会長が出席いたしました。

6月28日火曜日、午前10時30分から、千葉県農業会議通常総会及び農業委員会会長・事務局長会議が千葉市プラザ菜の花で開催され、岩品会長が出席いたしました。

6月29日水曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、藤崎委員、推進委員の寺嶋委員で実施いたしました。

同じく6月29日水曜日、午後1時30分から、調査委員会現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員、推進委員の糸久委員、望月委員で実施いたしました。

7月1日金曜日、午後1時30分から、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、貫井副会長、推進委員の寺嶋委員で実施いたしました。

同じく7月1日金曜日、午後1時30分から、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、古市委員、岩品会長、推進委員の糸久委員、望月委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号9番、長野委員、10番、貫井委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積3,410平方メートル。権利者事由、現在、個人で営農しているが、法人化を行い、農業及び農業関連経営を拡大したいため。

義務者事由、現在、申請地にて農業経営を行っているが、自らが役員を務める法人に事業を承継したいため。

番号2、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積1,129平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,227平方メートル。

権利者事由、現在、個人で営農しているが、法人化を行い、農業及び農業関連経営を拡大し

たいため。

義務者事由、現在、申請地にて農業経営を行っているが、自らが役員を務める法人に事業を承継したいため。

なお、番号1、2につきましては、令和4年6月総会において売買にて許可になりましたが、事業者より、資金計画の見直しが必要となり、6月24日付けで農地法第3条の規定による許可取消願いが提出されております。改めての申請となります。

続きまして、番号3、区分、賃貸借、所在、砂字谷流道地先、地目、畑及び山林現況畑、面積7,933平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万610平方メートル。

権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。

義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番、2番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第1号1番、2番、農地法第3条申請に関わる調査結果について、報告します。

申請地について、位置は八街市役所より南に約4.8キロメートルに位置し、境界は石杭にて確保されております。現状は、営農型太陽光発電設備用地になっております。進入路は八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成要件、議決要件及び役員要件についても農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者が所有する主な農機具は、バックホー1台です。

労働力は役員4名で、3名が年間150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

また、過去3年間において、農業経営を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画はブルーベリー、サツマイモ、レモン等を作付けする予定であり、通作距離は会社から申請地まで徒歩で約1分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番について、石井委員、調査報告をお願いします。

○石井委員

それでは、議案第1号3番、農地法第3条申請に関わる調査結果について、報告します。

申請地ですけれども、位置は川上小学校から南西へ約1.5キロメートルに位置し、境界は、隣接地主者に聞いたところ、問題ないそうです。現況は、低い草に覆われています。進入路は、八街市道に面しており確保されています。

農地所有適格法人としての要件についてですけれども、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成要件、議決また役員の要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについてですけれども、権利者が所有及びリースする主な農機具は、軽トラック5台、耕運機2台等です。

労働力は役員5名で、3名が年間150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項ですけれども、営農計画は野芝を作付けするそうです。通作距離は、会社から申請地まで約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人としての要件も満たしておりますので、本案件は問題ないと思います。

以上でございます。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番、2番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可することに決定します。

次に、議案第1号3番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番は調査委員会案件です。

調査班第3班が担当したので、担当班長の山本元一班長、調査報告をお願いします。

○山本元一委員

農地法第3条による許可申請、議案第1号4番につきましては、調査班第3班が担当しましたので、ご報告を申し上げます。

番号4、区分、売買、所在、吉倉字大谷津台及び広田、地目、畑、面積4,917平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,134平方メートル。

権利者事由、法人として農業経営を行い、収益を得たいため。

義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

この調査につきましては、6月29日午後に現地調査をいたしました。調査員は、私と藤崎委員、地区担当推進委員の寺嶋委員、事務局より齋藤副主幹、青木主査補で行い、7月1日午後に面接調査を行いました。調査員は、私と中村勝行委員、藤崎委員、貫井副会長、地区担当推進委員の寺嶋委員、事務局より齋藤副主幹、青木主査補、権利者で行いました。

それでは最初に、権利者が農地所有適格法人として農地法第2条第3項に規定する要件を満たしているか否かについて、報告いたします。

会社の形態は株式会社で、事業目的は農業及び農業に関連する事業が定款で確認でき、そのほかの事業は行わないとのことで、この法人の主な事業は農業であると判断することができます。

次に、構成員及び業務執行の要件についてでございますが、3名の役員のうち2名が構成員として年間農業従事日数150日を超えており、1名が年間農業従事日数60日を超えております。

以上のことから、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件は全て満たしております。

申請地の立地基準につきましては、八街南中学校より北へ約1キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

選定理由として、会社から比較的近く、利便性が高いため、所有する農地に適しているとのことでございます。

申請地について、畑につきましては整備された農地であり、耕作に適していると判断しております。

登記地目、田現況畑につきましては1号遊休農地となっておりますが、所有権移転後、速やかに整備を行い、田でなく畑として利用し、トウモロコシを作付けする予定であるということでございます。

また、第三者の所有部分との境界を分かりやすくするため、杭を打つなどして、権利を侵害しないようにし、問題が発生したときには適切に対応しますと、面接で確認しております。出荷先としましては、直売所やJA等に販売することを計画しているということでございます。

以上の内容から、農地所有適格法人として要件も全て満たしていること、また農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は問題ないと思われ、調査班第3班として

は許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号4番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字西林地先、地目、畑、面積143平方メートル。

転用目的、貸事務所用地。

転用事由、市内に本社を置く事業者より要望があったため、貸事務所用地として整備し、貸付けたいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第2号1番について、調査報告します。

本申請の転用事由としては、八街市内に本社を置く事業者より要望があったため、貸事務所用地として整備し、貸付けたいというものです。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西へ約3.6キロメートル、交進小学校より西へ約450メートルに位置し、八街市道に面し、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当し、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、申請地面積143平方メートルの中にユニットハウス11.94平方メートルを1棟造り、残りは駐車スペースとして利用するというので、土地利用計画図と照らし合わせても面積妥当と思われます。

資金については、自己資金で賄う予定です。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、ほぼ住宅と道に囲まれた場所であり、日照、通風の影響はありません。

用水、排水については、雨水は敷地内浸透とし、用水は井戸ポンプによる地下水利用とし、雑排水はありません。

土砂流出防止等につきましては、砂利敷きとして、そのまま現地盤を利用、整地し、既存ブロックにより土砂等の流出を防止します。

次に、防災計画としては、通学時間帯は工事をしないということ。また申請地は土地改良事業受益地ではありません。

権利者は、現在、会社員で、将来に備えて安定した収入を得るため、自身の所有する当該申請地を利用できないかと考えていたところの事業でもあり、許可後、速やかに事業を行うものと判断されます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1から番号3は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積504平方メートルのうち0.33平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号2、区分、所在、地目、同じく、面積491平方メートルのうち0.33平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号3、区分、所在、地目、同じく、面積442平方メートルのうち0.28平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積0.70平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号4、番号5は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号4、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積642平方メートルのうち0.34平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号5、区分、所在、地目、同じく、面積607平方メートルのうち0.34平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積0.68平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号6、区分、売買、所在、榎戸字六ツ塚台地先、地目、畑、面積365平方メートル。

転用目的、建売分譲住宅（1棟）用地。

転用事由、建売分譲住宅（1棟）の建築、販売というものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号7、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積925平方メートル。

転用目的、建売分譲住宅（7棟）用地。

転用事由、建売分譲住宅（7棟）の建築、販売というものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。なお、申請に係る全体事業面積は、農地以外の面積620.84平方メートルを含めた1,545.84平方メートルとなっています。よって、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付することが妥当と思われれます。

番号8、番号9は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号8、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積501平方メートルのうち0.34平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号9、区分、所在、地目、同じく、面積547平方メートルのうち0.36平方メートル。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により

営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号10、区分、売買、所在、富山字富山地先、地目、畑、面積499平方メートル。

転用目的、専用住宅用地。

転用事由、現在、アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号11、区分、売買、所在、八街字柳沢地先、地目、畑、面積170平方メートル。

転用目的、貸資材置場用地。

転用事由、現在、土木建築業の会社を経営しているが、業務量の増加により既存の資材置き場が手狭なため、当該申請地を取得し、資材置場として整備し、自ら経営する会社に貸付けたというものです。

農地の区分は、用途地域内の第2種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号12、区分、売買、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積89平方メートル。

転用目的、宅地拡張用地。

転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が手狭で不便なため、当該申請地を宅地として拡張したいというものです。

農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、権利者が現在、宅地として利用している面積は204.68平方メートルで、本申請地と合わせた合計面積は293.68平方メートルとなります。既存宅地には建築面積66.84平方メートルの専用住宅が建築されております。これにより面積基準を算出しますと、303.81平方メートルまで敷地確保が可能となります。

番号13、区分、売買、所在、八街字南富士見地先、地目、畑、面積214平方メートル。

転用目的、専用住宅用地。

転用事由、現在、アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番から5番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番は関連案件ですの

で、一括して調査報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和3年7月28日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度お互いの責任について確約されています。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、4番、5番も関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和3年7月28日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度お互いの責任について確約されています。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

それでは、次に議案第3号6番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

議案第3号6番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですけれども、申請地は市役所より北西方向へ約2キロメートルに位置し、進入路については確保されております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、

事務指針 29 ページ、⑤の (b) に該当するため、第 2 種農地と判断されると思われます。

次に、一般基準ですけれども、本申請は建売分譲住宅 (1 棟) 用地ということで、申請面積 365 平方メートルであり、建築面積 81.15 平方メートルで、建築面積との関係においては面積妥当と思われます。

申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

境界については、コンクリート杭が既にあり、問題ありません。

資金の確保につきましては自己資金で賄う計画となっており、耕作者及び隣接する土地所有者に確認したところ、既に事業計画について説明を受けて了承しているとのことでした。

また、土地改良受益地でもありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障につきまして、現状は畑で、道路より 50 センチメートルほど高いため、切土を行い、適正に処理するということです。

また、周囲をブロック塀で囲い、土砂等の流出対策を講じ、用水は上水道本管に接続、雨水は宅地内浸透処理、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、市道側溝へ排出する計画です。

防災計画ですが、工事期間中、機材などの搬入は通勤通学時間帯を避け、危険がないよう、施工計画、建築基準法を遵守して工事を行うとのことでした。

なお、権利者は資料として宅地建物取引業者の免許証など添付されており、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第 3 号 7 番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第 3 号 7 番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向へ約 1.5 キロメートルに位置し、公衆用道路により進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針 26 ページ、②の㉔に該当するため、第 1 種農地と判断しました。第 1 種農地の場合、事務指針 30 ページ、②の㉔の (エ) による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅 (7 棟) 用地、計画面積 1,545.84 平方メートルのうち、農地部分 925 平方メートルの申請です。

次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界に RC 土留を設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。隣接農地はありません。

事業計画では、用水は市営水道、雨水は宅内処理し、汚水雑排水は合併処理後、放流する計画です。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号8番、9番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第3号8番、9番については同一状況のため、一括して調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されます。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ、②の㉕による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、当申請は令和元年7月26日付けで許可されたものを継続するものです。

耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、雑草が若干目立ちますが、ヒサカキには影響ない様子でした。また、耕作者は引き続き営農にあたるということから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。

○岩品会長

次に、議案第3号10番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第3号10番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北西方向へ約1.5キロメートルに位置し、公衆用道路により進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は当該申請地を譲り受け、専用住宅を建設し、居住するというものです。面積は499平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、周辺農地の営農条件への支障を来すことはないと思われま

す。

事業計画では、用水は井戸、雨水は宅内処理し、汚水雑排水は浄化槽処理後、側溝へ放流する計画です。

権利者は、子供の成長でアパートが手狭になり、かつ両親と同居することを考え、申請地に二世帯専用住宅を建設したいとの理由もあり、必要性も認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号11番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第3号11番、農地法第5条申請に係る調査結果について、報告いたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路と八街バイパス道路に面しており、確保されております。

農地性としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地となります。

一般基準ですが、権利者が申請地170平方メートルを取得して、物置1棟37.43平方メートルを建て、権利者が代表取締役である株式会社に使用貸借させる見込みです。

選定理由は、土木建築工事業をしており、資材置場が手狭になり、探していたところ、交通の便のよい申請地にたどり着いたと。造成計画は、現況地盤のまま利用するため、整地のみで行います。

資金は自己資金、事業計画は資材置場ということで、用水、排水はなし、雨水は自然浸透、申請地には権利移転に対して支障となるものはなく、隣接する農地はありません。

権利者は、県内で事業展開しており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

す。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号12番、13番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第3号12番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南へ約1.0キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地拡張用地ということですが、申請面積は89平方メートルであり、土地利用計画図と照らし合わせて面積妥当と思われま

す。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありま

せん。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、現地盤でブロック積みを施工するため、土砂の流出等はなく、隣接地に支障を来すことはないと思われま

す。

権利者は、現在、申請地の隣接地に居住しているが、西北に寄せて住宅を建築したため、建物の管理等に支障が出てしまったので、申請地を購入して宅地を拡張したいとの理由もあり、

必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、議案第3号13番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西へ約1.8キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は214平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、敷地周囲はブロックのみでフェンスは設置しないため、日照、通風ともに影響はありません。敷地周囲をブロックで囲い、土砂等の流出を防止するので、隣接地に支障を来すことはないと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は、現在、アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、駅からも近く、子育て環境も良好な当該申請地に専用住宅を建築し居住したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番から3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から3番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番、5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号8番、9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番、9番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号11番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号12番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、12番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号13番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、13番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号14番から16番は調査委員会案件です。

調査班第1班が担当したので、担当班長の長野班長、調査報告をお願いします。

○長野委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての14番は、調査班第1班が担当しましたので、調査報告を申し上げます。

14番、区分、賃貸借、所在、八街字西林、地目、畑、面積3,356平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,574平方メートル。

転用目的が、車両置場及び資材置場用地。

転用事由、現在、中古車販売及び車両整備業を営んでいるが、経営規模を拡大したいため、

また市内既存施設が契約期間満了となるため、新たに当該申請地を車両置場及び資材置場として整備し、利用したいというものであります。

まず、6月29日に現地の確認調査をいたしました。調査班第1班の私と古市委員、佐伯委員、そして地区担当推進委員の糸久委員と望月委員、事務局より小川事務局長、山内主任主事、湯浅主事で行いました。そして、7月1日に面接調査を、午後1時半より市役所の第1会議室においていたしました。調査員は、私と古市委員、糸久委員、望月委員、岩品会長、事務局より山内主任主事、湯浅主事、申請者側からは代理人の行政書士で行いました。

まず、立地基準については、市役所から西方向に約3.6キロメートルに位置しており、八街市道により進入路は確保されております。

農地区分といたしましては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

権利者の会社概要は、会社の設立が平成5年6月、資本金が500万円、従業員数は約100人とのことです。

会社事業の内容は、中古自動車の買取り、販売、そして修理、車検整備及び損保保険代理店業などです。現在の販売店舗数は千葉県内に11店舗、茨城に2店舗の計13店舗で、年間の仕入れ台数が4,200台、販売台数が約4,100台、そして現在の在庫台数が約1,000台ということになります。

申請地の事業計画については、権利者の有限会社は八街市に本店を置き、その本店近くの車両置場の賃貸契約が今年7月で満期となり返却になるため、本店近くで、各店舗で展示販売する車両と、車検や車両整備作業などから発生する交換部品や古タイヤなどを一括管理できる車両置場用地を探していたところ、本案件の申請地の所有者と賃貸契約について合意することができたということになります。

申請地は、隣接地より全体的に低くなっているため、遊水池を設置して雨水処理する予定となっております。場内全体の切り盛り工事による整地工事を行い、仕上げに砂利を敷き、全体的に遊水池のほうに傾斜をつけて、雨水の敷地内浸透処理をする計画となっております。また、外部からの土砂の搬入はいたしません。

隣接地の境界には既存のコンクリート擁壁が設置済みで、擁壁がない北側の一部については、新しくフェンスを設置する予定となっております。

また、防災計画については、学童の登下校時における工事車両の通行を避け、通行量の多い時間帯には交通誘導員等を配置します。登校時間帯の工事は実施せず、大型ダンプの通行も行わないようにするそうです。

あと、確認事項といたしまして、場内の出入口にアルミ製の門扉を設置する、遊水池外周にアルミ製のフェンスを設置する、西側の住宅居住者に対する事業説明を工事開始前までに戸別訪問して実施する、夜間の車両の出入りはしない、このようなことを確認いたしました。

このようなことから、この案件に関しては問題となることはないと思われ、調査班第1班としては許可相当であると判断いたしました。

続きまして、15番、16番は関連案件ですので、一括して報告を申し上げます。

15番、区分、売買、所在、八街字平沢、地目、畑、面積5,485平方メートル。

16番、同じく、区分、売買、所在、八街字平沢、地目、畑、面積2,050平方メートル。それと、所在、八街字西光明坊、地目、畑、面積1,502平方メートル。この2筆の合計が3,552平方メートル。

転用目的が、倉庫（1棟）用地。

転用事由が、現在、倉庫業を営んでいるが、事業の拡大に伴い、既存の倉庫が手狭なため、既存施設に近接する当該申請地に新たに倉庫を建築したいというものであります。

これにつきましても、6月29日に現地調査し、確認いたしました。先ほどの面接員で調査を実行いたしました。そして、7月1日に同じように午後2時半より面接調査をこなし、メンバーで調査を行いました。申請者側から、代理人1名を含めて実行いたしました。

立地条件として、市役所から見て東方向に約2キロメートルにある県道に面して、進入路は確保しています。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔の（エ）による例外に該当いたします。

権利者の株式会社の概要ですが、主な事業内容は倉庫業で、大手不動産、大手銀行、国の関係書類、機密書類の保管が主だそうです。資本金は1億円、従業員は100人ということです。

既存の八街の施設は2006年にでき、近隣には、規模は小さいですが、山武市にも保管倉庫があるそうです。保管されている書類は3万箱にもなり、100パーセントの利用状況で、急を要している状態であるということです。

申請地は既存の倉庫からも近く、なおかつ道路幅員が十分にあり、利便性がよいということです。今回の施設は50メートル掛ける60メートル、3,000平方メートルの4階建てで、高さにして約20メートルになります。よって、北側部分の農地の日照についても調査し、迷惑にならないよう、理解を求めているところであります。

造成工事につきましては、防火水槽と浸透貯留槽の設置をし、基礎部分の掘削土を敷きならし、併せて碎石を搬入し、高さ調整をします。区域外からの土砂の搬出入はいたしません。

用水、雨水につきましては、用水は井戸、汚水雑排水は7人槽の合併浄化槽で、雨水は浸透貯留槽、930立方メートルですね、これを設置して、オーバーフローになった部分を既存の水路に接続して放流していくということです。

隣接地及び周辺農地に対する被害防除対策としては、周囲はフェンスブロックを設置して土砂の流出を防止する。今後、何か問題が発生した場合は権利者が誠意を持って対応することとしています。また、県道の路肩についても安全性を考えて整備したいということも申しておりました。

このようなことから、この案件に関して問題となることはないと思われ、調査班第1班としては許可相当と判断しました。ただ、都市計画法との調整が条件となります。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号14番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、14番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号15番、16番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、15番、16番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書9ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年6月17日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、大関字三角、地目、畑、面積2,394平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号2、所在、勢田字北、地目、畑、面積2,522平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、再設定です。

番号3、所在、勢田字北、地目、畑、面積495平方メートル、利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号4、所在、八街字笹引、地目、畑、面積1万2,145平方メートルのうち4,000平方メートル、利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号5、所在、岡田字内ノ台及び根古谷字向山、地目、畑、面積2,578平方メートルのうち1,787平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,796平方メートル、利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、岡田字内ノ台、地目、畑、面積1,543平方メートル、利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号7、所在、用草字西ノ辺田、地目、田、面積1,387平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,066平方メートル、利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号8、所在、滝台字滝台、地目、畑、面積1、735平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3、718平方メートル、利用権の種類は貸借権、期間は3年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から8までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書11ページをご覧ください。議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について、ご説明いたします。

これは農用地利用状況調査におきまして、現況が山林原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地です。

調査日につきましては、転用事実確認日と併せまして、令和4年6月9日に山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、事務局からは湯浅主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計9筆で229.03平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました案件につきまして、認定を求めるものです。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本重文委員

現況の用悪水路というんですか、これはどういう状況のものをこういうふうに判断するんでしょうか。

○齋藤副主幹

用悪水路というのは、登記されている地目のことを言うのですが、内容としては、灌漑用、または汚水排せつ用の水路ということで一応定義されております。

○山本重文委員

登記地目は畑とあるため、以前は畑だったのでしょうか。それとも、何というんですかね、現況のまま、ずっと来ているのでしょうか。

○齋藤副主幹

以前から畑の中に水路、ボックスカルバート状の水路が入っていましたので、現況は水路となっておりますので、農地ではないということで、非農地として認定を求めるものです。

○山本重文委員

そうすると、管理については、水路ということになると道路河川課の扱いなんですか、それとも扱いとしては、どういうふうになるんですか。

○齋藤副主幹

扱いとしては、民地の中にその水路が走っているということになりますので、所有者としてはこちらに載っている方が用悪水路の部分所有されているということで判断しております。

○山本重文委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、議案第5号を認定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は認定することに決定します。

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書12ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字西光明坊、地目、畑、面積6,644平方メートルのうち4,734平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,157平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和3年12月31日です。

番号2、所在、大木字柏木、地目、畑、面積4,327平方メートルのうち4,029平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和3年12月31日です。

番号3、所在、東吉田字堂ノ前、地目、田、面積1,826平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年3月6日です。

番号4、所在、榎戸字上、地目、田、面積2,201平方メートルのうち1,200平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,059平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年5月1日です。

番号5、所在、八街字東崎、地目、畑、面積42平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年4月26日です。

番号6、所在、榎戸字天神下、地目、畑、面積5,190平方メートルのうち5,073.82平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,401.82平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年3月31日です。

番号7、所在、八街字平沢、地目、畑、面積5,485平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,072平方メートル。合意の成立日、令和4年2月13日、土地引渡時期、令和4年3月31日です。

番号8、所在、八街字平沢及び西光明坊、地目、畑、面積3,023平方メートルのうち1,600平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,100平方メートル。合意の成立日、令和4年2月13日、土地引渡時期、令和4年3月31日です。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。報告第2号、農用地利用配分計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字藤株、地目、畑、面積727平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,322平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和4年6月23日です。
以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ありますでしょうか。

○石井委員

さっき山本重文さんが質問した件に関係したことなんですけれども、前にちょっと戻っちゃうんですけど、用悪水路ですか、これは個人の持ち物として認められているという説明なんですけれども、売買で売った場合、用水路として使えなくなっても構わないわけですか、個人の持ち物だから。

○及川副主幹

第三者が取得して、要は用悪水路を廃止しても大丈夫かというお話ですか。

○石井委員

公衆の水路ではないということですから、要するに青道とか何かと全然関係ないものですから、個人の持ち物として、もし売った場合に、水路なんだけれども抹消することができるわけですか。

○及川副主幹

基本、民地の取扱いですので、あくまでも一個人の所有地ですので制限はかけられないです、逆に。やっちはだめだよという制限はかけられないと思います。

○石井委員

分かりました。要するに、抹消することはできるわけですね、水路として使わなくてもいいわけですね。

○及川副主幹

はい。

○石井委員

分かりました。

○岩品会長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。どうもご苦労さまでした。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時27分)

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番